

覚 書

(4) 道路網の整備をはかること。

(施設の存続)

4. 甲は、ごみ焼却場施設の耐用年数経過後は、当該施設の新設については、他地域にその敷地を求めるものとする。

(協議機関の設置)

5. 1～4に掲げる事項の細部については、甲の職員及び乙の構成員をもって組織する協議機関において定めるものとする。

(建設)

6. 甲は、最新の技術をもって近代的なごみ焼却場施設の建設を行うものとし、乙はこれを了承するものとする。

(施行についての協議)

7. この覚書の施行について疑義が生じ又は覚書の内容によりがたい事情が生じた場合には甲、乙協議して決定する。

昭和49年12月16日

甲 盛岡市長 工 藤 廉 印

乙 盛岡市三ツ割自治会長 印

記

(公害防止協定)

1. 甲及び乙は、別途協議するところにしたがい公害防止協定を締結するものとする。

(地域環境の保全)

2. 甲は、ごみ焼却場及びその周辺地域の環境の保全をはかるため、次のとおり措置するものとする。

(1) 焼却場及びその敷地周辺について、植樹帯の設定等緑化ないし公園化をはかること。

(2) ごみ収集車の運行に配慮し、道路交通の混雑、渋滞を回避すること。

(3) いぬの抑留所の他地域への移転に努力すること。

(公共施設の整備等)

3. 甲は、ごみ焼却場周辺地域に対して、次の施策を講ずるものとする。

(1) 上水道の給水を行うこと。

(2) 余熱利用施設などを設置すること。

(3) 農業振興施策を行うこと。